

令和3年(2021年)5月17日

湖南省長 生田邦夫様

湖南省行政改革懇談会

会長 新川達郎

第四次湖南省行政改革大綱の策定に向けた提言について

本懇談会は、地方自治体を取り巻く依然として厳しい社会情勢の中、様々な市民ニーズに応える公共サービスを限られた経営資源で提供するために、湖南省行政のあり方について検討してまいりました。

これからの改革においては、行政内部や議会の努力だけではなく、市民や地域、事業者等の協働が不可欠であります。この改革を成し遂げることによって、湖南省をあげて湖南省総合計画の実現に向かって結集していくことが可能となると考えています。

そのために、行政改革大綱の理念として、『「地域力・デジタル化・経営力の向上をめざして」新たな時代に即した行財政改革の推進』を掲げておりますが、その理念のもと湖南省の効率的・効果的で持続可能な行政運営をめざし、改革を実現しなければならないと考えます。

本懇談会は、令和2年(2020年)7月16日に今後の行政改革と令和3年度(2021年度)から取組期間となる第四次行政改革大綱の策定に向け、貴職から意見等を求められました。そこで、上記のような基本的な考え方に基づきながら、検討を重ねてきたところです。

本懇談会においては、限られた時間の中ではありましたが、委員各位による活発かつ慎重なる討議を行った結果、意見がまとまりましたので、ここに提言いたします。

提言にあたって

湖南省では、平成16年(2004年)10月に旧石部町と旧甲西町の合併により、新市としての地域づくりを始められることになりました。

新市の都市経営には、熱心に取り組んでこられたと感服いたしておりますが、合併後の社会経済情勢の変化は急であり、現役世代の人口減による税収の減少、経済成長期に建設された公共施設等の更新時期の到来など、地方自治体を取り巻く社会経済状況は年々厳しさを増しており、行財政運営体制や従来の多種多様な行政サービスについて、見直しが急務となっております。こうした課題に対応するため、湖南省では平成19年(2007年)8月には第一次湖南省行政改革大綱を、平成23年(2011年)8月には第二次湖南省行政改革大綱を、平成28年(2016年)3月には第三次湖南省行政改革大綱を策定し、行政改革の推進に鋭意取り組まれてきました。

このような事情のもと、令和2年(2020年)5月1日に市長から委嘱を受け設置された本懇談会においては、これまでの第一次から第三次までの行政改革の取組や、湖南省の抱える様々な課題を検証し、その結果、第三次湖南省行政改革大綱の取組について、湖南省をとりまく課題に対し一定改革が進んでいるものの更なる改革が必要なものがあること、あるいは改革が進んでおらず、依然として様々な課題が山積していることを確認いたしました。

湖南省が抱える課題を見ていると、今後人口減少が急速に進むと予想されるとともに、高齢化が県内でも類を見ないスピードでさらに進み、今後も社会保障費が増加することは必至と考えられるところです。その状況の中で、今後の湖南省のあり方として、行政も含めて自助・共助・公助による協働・連携の仕組みづくりが不可欠であると考えます。また、事務事業を見直しながら、限られた経営資源を多様化するニーズに効率的にまた効果的に活用していくデジタル化や経営力強化が問われていると考えます。

このことから、本提言の第1の政策として「市民主体の透明性のあるまちづくり～市民参画と情報共有～」を掲げているところです。これからの行政運営は、行政が市民の皆様方と情報を共有し、湖南省が置かれている立場や状況を共に理解し、共通認識を持って協働しながら進んでいかなければならないと考えております。

加えて、昨年より世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症については、終息の兆しは未だ見えず、私たちの生活のあらゆるところに影響を及ぼしており、今まで当たり前だった日常生活から「新しい生活様式」への転換が求められています。

このため、本提言の第2の政策「デジタル社会の推進～スマート自治体への転換～」として、ICTの積極的な活用、社会生活へのデジタル化の推進を掲げております。現在、急速に進化している情報通信技術の活用なしには、湖南省の「新しい生活様式」への対応はもとより、限られた人的資源を有効活用し多様化するニーズに対応することは非常に困難であると考えております。また、国がめざす「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル

化」の実現に向け、市民がデジタル社会の利便性を享受できるようデジタル化を推進する必要があると考えております。

最後に、本提言の第3の政策「効率的・効果的な行財政運営～改革の継続と新たな改革～」として事務事業の見直しと効率化の推進、公共施設等総合管理計画の着実な実行、受益者負担および補助金の適正化を掲げております。特に公共施設については、合併以後第一次から第三次までの湖南省行政改革大綱にも最優先の課題となっており、第三次湖南省行政改革大綱では保育施設の再編や社会教育施設の用途廃止などが行われてはいるものの、依然として改革を進めなければならない状況は変わっておりません。これら湖南省の課題に対して行財政改革を推進することは極めて重要であり、そのために行政と議会の関係のみならず市民を含めた湖南省すべてで湖南省の未来に挑戦することを求めた提言となっています。

ところで、本提言は行財政改革に関するものでありますが、湖南省議会と議員の皆様方への期待を込めて、一言申し添えます。この提言の実現には、全市的な取組が必要であり、とりわけ議決機関である議会の役割が大きいものと考えます。議会におかれましても、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、議決いただいた際には、大綱がめざす湖南省の実現に向けて市民、行政等を牽引し、推進頂きたいと願っております。

本提言は、5回にわたります湖南省行政改革懇談会における議論、専門的検討のための策定調整部会での検討、パブリックコメントの結果などを踏まえて、懇談会として取りまとめたものです。委員の皆様方には公私お忙しいところを、熱心にご参加をいただきました。本提言は、この懇談会委員の方々による成果であり、改めて皆様方に会長として深く感謝を申し上げます。

湖南省におかれましては、今後、この提言の趣旨を十分に踏まえていただき、新たな第四次湖南省行政改革大綱と数値目標を含めた実施計画等を策定され、それに基づいた改革を着実に進められることと存じます。その結果、基本理念に掲げました『「地域力・デジタル化・経営力の向上をめざして」新たな時代に即した行財政改革の推進』が近い将来において確立され、実現されることを切に願います。

令和3年(2021年)5月17日

湖南省行政改革懇談会

会長 新川達郎

第四次湖南省行政改革大綱（案）

「 地域力・デジタル化・経営力の向上をめざして 」

～新たな時代に即した行財政改革の推進～

令和3年5月

湖南省行政改革懇談会

目次

第1章 これまでの取組と市の課題

1. これまでの行政改革の取組	・・・	5
2. 市が直面する課題	・・・	9
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	・・・	9
(2) 公共施設等の大量更新の到来	・・・	11
3. 新たな課題	・・・	12

第2章 第四次行政改革大綱の概要

1. 大綱の理念	・・・	15
2. 大綱の体系図	・・・	15
3. 大綱の位置づけ	・・・	16
4. 大綱の取組期間	・・・	16
5. 大綱の目標	・・・	16
6. 取り組むべき政策	・・・	17

第1の政策 市民主体の透明性のあるまちづくり

～ 市民参画と情報共有 ～

第2の政策 デジタル社会の推進

～ スマート自治体への転換 ～

第3の政策 効率的・効果的な行財政運営

～改革の継続と新たな改革～

第3章 取り組むべき政策に基づく施策項目	・・・18
第1の政策「市民主体の透明性のあるまちづくり」	
～ 市民参画と情報共有 ～	・・・19
1) 様々なコミュニティとの連携	・・・19
2) 市政情報の積極的な共有	・・・21
第2の政策「デジタル社会の推進」	
～ スマート自治体への転換 ～	・・・22
1) ICT（情報通信技術）の積極的な活用	・・・22
2) 社会生活のデジタル化の推進	・・・24
第3の政策「効率的・効果的な行財政運営」	
～ 改革の継続と新たな改革～	・・・25
1) 事務事業の見直しと効率化の推進	・・・25
2) 公共施設等総合管理計画の着実な実行	・・・27
3) 受益者負担および補助金・負担金の適正化	・・・28
4) 広域連携の推進	・・・29
5) 財政の健全化	・・・30
第4章 改革の推進体制	・・・31
用語説明	・・・36

第1章 これまでの取組と市の課題

1. これまでの行政改革の取組

少子高齢化やグローバル化、社会情勢の多様化・複雑化に伴う市民ニーズなど社会情勢が激しく変化し、市民・地域・企業・行政の協働により利便性の高い効率的なまちづくり、地域コミュニティを中心とした市民主体のまちづくりを行うため、湖南省では第一次湖南省行政改革大綱（平成18年度～平成22年度（2006年度～2010年度））において、『市民満足度と行政経営品質の向上』の基本理念のもと市民・経営・人材の3つの視点に基づき改革を進めました。また、引き続き策定した第二次湖南省行政改革大綱（平成23年度～平成27年度（2011年度～2015年度））では『協働による住民自治と持続可能な行政運営』を基本理念とし、「情報共有による共通認識と改革意識の醸成」「量的削減と質的向上をめざした事務事業の総点検」「役割分担による市民と行政の協働推進」を視点とし取組を行いました。第三次湖南省行政改革大綱（平成28年度～令和2年度（2016年度～2020年度））におきましては、基本理念『「ひとの創生、地域の創生」を推進する湖南省の実現』のもと「協働・連携」「市民主体」「行財政改革」を視点とし取組を進めてきました。

次に、各大綱における検証について、説明をします。

◇第一次湖南省行政改革大綱の検証◇

◎改革の目標と数値化の検証

平成 22 年度（2010 年度）決算状況

	平成 18 年度 決算	改革目標 (平成 22 年度)	平成 22 年度決算 (目標数値差)	
人件費	33.1 億円	31.7 億円	32.8 億円	▲1.1 億円
職員数	497 人	473 人	464 人	+9 人
物件費	27.7 億円	27.0 億円	27.7 億円	▲0.7 億円
補助費等	19.2 億円	18.4 億円	16.8 億円	+1.6 億円
扶助費	18.5 億円	20.0 億円	29.5 億円	▲9.5 億円
繰出金	15.2 億円	12.0 億円	16.3 億円	▲4.3 億円
市税徴収率	98.1%	98.5%	98.3%	▲0.2%
地方債発行額	16.5 億円	25.0 億円	28.5 億円	▲3.5 億円

行動計画 76 項目と事務事業の見直し 37 項目、合わせて 113 項目の取組項目を掲げ、5 年間の進捗管理を行ってきました。113 項目のうち約 8 割が目標を達成するなど積極的な行動成果をあげていると考えられます。

改革項目の具体的なものとして、事務事業の見直しや指定管理者制度の積極的な活用、また有料広告掲載による増収などがあげられます。

その他、削減効果を財源として市民サービス向上のため、まちづくり市民活動補助事業の継続や、戸籍の電算化などに取り組みました。

ただし、取組を行ってきたものの中でも内容において十分ではない項目もあることから、引き続き取り組む必要があると思われる項目については、第二次大綱において取組を続けることとしました。

総削減効果額 2 億 8,000 万円（5 か年累計）

◇第二次湖南省行政改革大綱の検証◇

◎改革の目標と数値化の検証

平成 27 年度（2015 年度）決算状況

	平成 23 年度 決算	改革目標 (平成 27 年度)	平成 27 年度決算 (目標数値差)	
人件費	33.9 億円	34.0 億円	31.2 億円	+2.8 億円
職員数	465 人	455 人	442 人	+13 人
物件費	29.9 億円	27.9 億円	34.0 億円	▲6.1 億円
補助費等	18.3 億円	17.5 億円	21.4 億円	▲3.9 億円
扶助費	33.0 億円	37.1 億円	36.2 億円	+0.9 億円
繰出金	16.6 億円	14.6 億円	19.7 億円	▲5.1 億円
市税徴収率	98.3%	98.6%	98.9%	+0.3%
地方債発行額	17.8 億円	23.0 億円	37.0 億円	▲14 億円

実施計画の推進項目および具体的取組項目合計 136 項目について進捗管理を行い、最終的に約 8 割が目標達成となっています。

計画の中で最優先改革事項として掲げていたものが「公共施設の見直しと施設使用料の適正化・統一化、減免基準の見直し」ですが、この取組についての効果としては、施設使用料の適正化や出張所の一部廃止などがあげられます。

その他の項目では、人員配置適正化計画の策定による人員削減や事務事業評価による検証、また基幹業務システムの更新に併せて他市との共同利用によるクラウドシステム導入など情報システムに関する業務についての取組や、債権管理条例の制定による収納率の向上や水道料金改定の検討などが挙げられます。また、積極的な情報提供の手段としてホームページや広報、タウンメールなどの活用を行ってきました。

その中でも目標未達成であった項目のうち、今後も取り組むべき項目について引き続き第三次大綱において継続して取り組んでいくこととしました。

総削減効果額 2 億 6,000 万円（5 か年累計）

◇第三次湖南省行政改革大綱の検証（中間）◇

◎改革の目標と数値化の検証

令和元年度（2019年度）決算状況

	平成 28 年度 決算	改革目標 (令和 2 年度)	令和元年度決算 (目標数値差)	
人件費	30.3 億円	29.8 億円	31.8 億円	▲2 億円
職員数	440 人	437 人	435 人	+2 人
物件費	33.9 億円	29.1 億円	34.8 億円	▲5.7 億円
補助費等	25.9 億円	20.2 億円	24.9 億円	▲4.7 億円
扶助費	37.2 億円	32.8 億円	41.2 億円	▲8.4 億円
繰出金	13.6 億円	18.2 億円	14.8 億円	+3.4 億円
市税徴収率	99.1%	98.9%	99.3%	+0.4%
地方債発行額	26.2 億円	13.5 億円	15.5 億円	▲2.0 億円

本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化による社会保障費の増加や人口の減少などをはじめとする様々な要因により、今後もさらに厳しい状況になると予想されます。令和元年度後半より世界的に広まった新型コロナウイルスの影響により、市民の生活様式が一変するとともに、行政に対してきめ細やかなサービスの提供が求められるなど、第三次行政改革大綱実施計画の取組項目の進捗にも大きな影響を及ぼしています。

中間検証（計画 4 年目終了）の段階では、9 割を超える項目において目標を達成していますが、第二次大綱から継続して取組を行っているものの中でも、進んでいないものもあり、今後 5 年間においても取組を行うか必要性を精査し、継続する場合においては取組方法を再検討していきます。

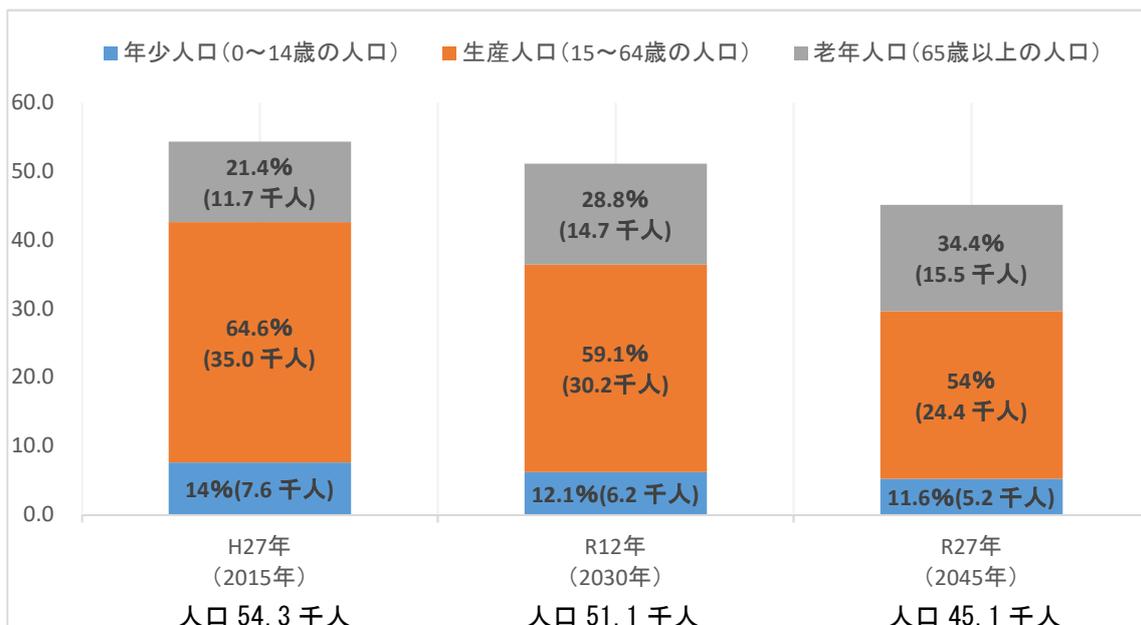
2. 市が直面する課題

本市は、湖南省総合計画に掲げるまちの将来像「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」に向かって様々な分野で聖域を設けることなく行財政改革に取り組んできました。5年後の未来に向かって進むにあたっては次のような課題に直面しています。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

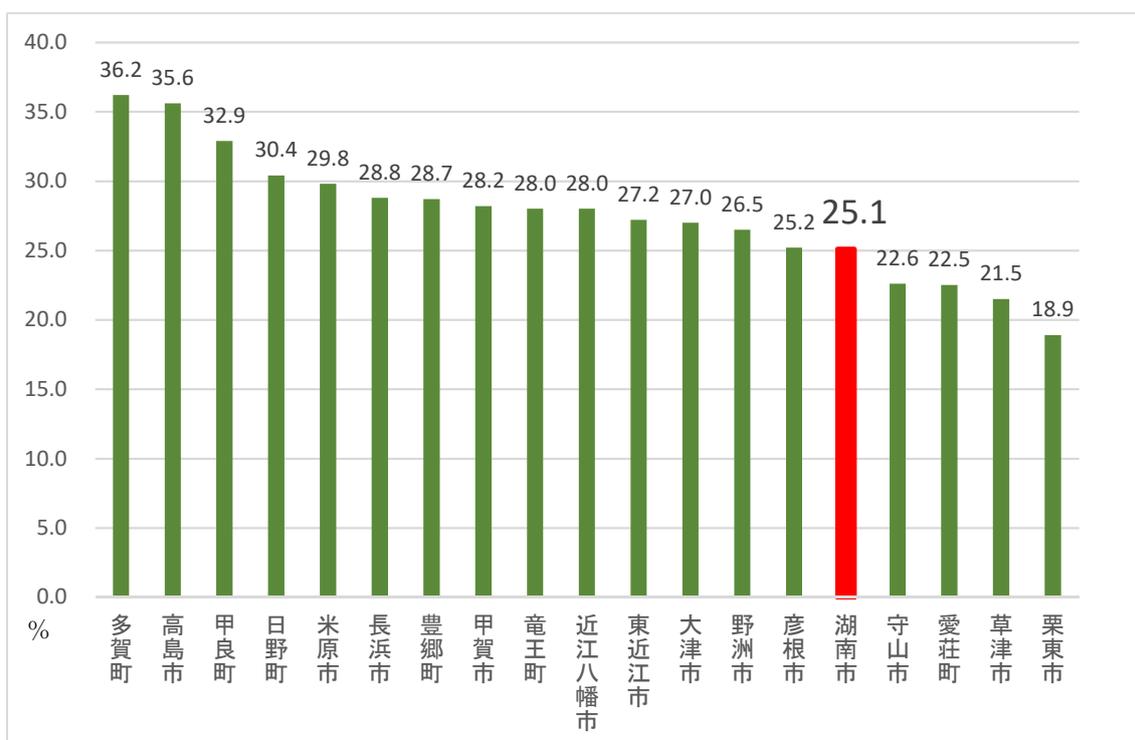
「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 2018 年推計）では、平成 27 年（2015 年）の国勢調査による人口に基づき、令和 27 年（2045 年）までの将来人口推計が示されています。本市の将来人口推計は、平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）までの 30 年間で総人口が約 17%減少すると推計されています。また同資料では令和 27 年（2045 年）には 65 歳以上の老年人口は約 34%まで上昇し、それに対し 14 歳までの年少人口は約 11%に減少するとの見込みが出されており、今後ますます人口減少・少子高齢化が進行するとの推計が出ています。同時に、令和 2 年（2020 年）は 61.6%を占める生産年齢人口が令和 27 年（2045 年）には 54%まで減少する推計となっており、生産年齢人口の減少は税収の減少に直結することから市の財政面においても深刻な問題です。

【図表】本市の将来推計人口

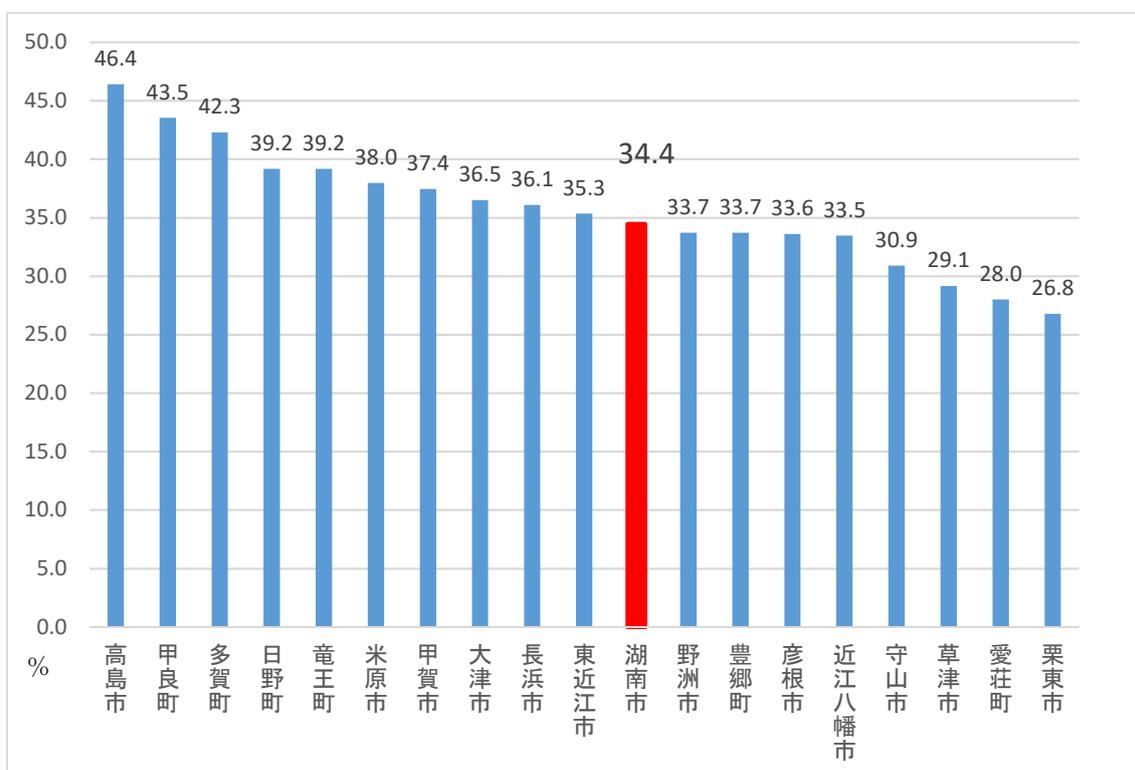


出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 2018 年推計）

【図表】滋賀県内市町の高齢化の状況（令和2年（2020年）10月）



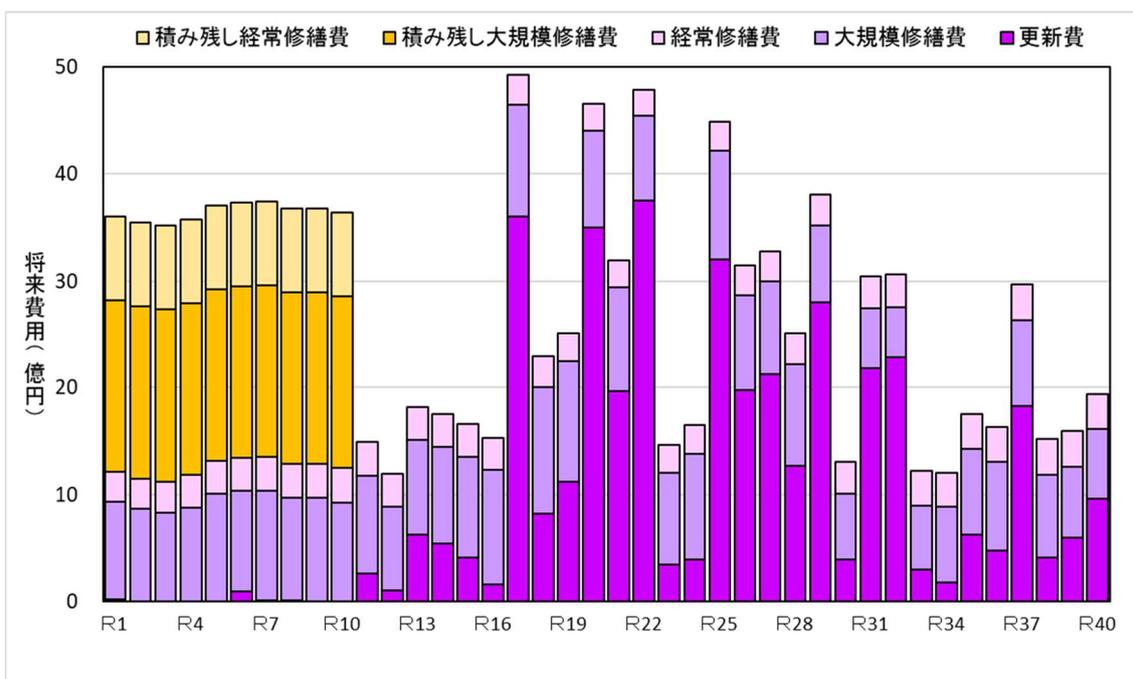
【図表】滋賀県内市町の高齢化の状況（令和27年（2045年）10月の推計）



(2) 公共施設等の大量更新の到来

本市では、平成28年(2016年)3月に、本市の身の丈に応じた施設保有量等の実現や将来ニーズに対応した施設再編成の方向性を示すことを目的に「湖南省公共施設等総合管理計画」を策定しています。市内の公共施設のうち建設後30年を経過し老朽化の懸念がある施設は全体の約54%を占めており、全ての施設を現行の状態を更新した場合に今後40年間の経常修繕費、大規模修繕費および更新費に係る将来費用について設定した条件により試算したものを下記の図表にて示します。試算によると、令和17年度(2035年度)にピークを迎え、その後2年ないし1年おきに修繕費・更新費がかさんでいくことになるという結果になりました。令和3年(2021年)3月に策定しました「公共施設等総合管理計画個別施設計画」に基づき適切な施設の管理・運営等をしていく必要があります。

【図表】 将来費用の推移 (40年間)



【図表】 過去3年間で公共施設にかけた費用

単位：千円

年度	普通建設事業費	維持修繕費	合計
H29 (2017年)	1,177,639	31,425	1,209,064
H30 (2018年)	1,308,767	32,205	1,340,972
R1 (2019年)	527,665	30,388	558,053
平均	1,004,690	31.339	1,036,030

3. 新たな課題

令和2年（2020年）に入り世界中に感染が拡大した新型感染症がもたらした影響は大きく、今日まで当たり前であった私たちの生活スタイルは大きく変化せざるを得ない状況となりました。人が密集することを避け一定の距離を保つソーシャルディスタンスや、学校環境でのオンラインを活用した授業、また職場環境でのテレワーク・在宅ワークの推進など、特にICTを活用した環境整備は急速に普及し、今までとは異なった「新しい生活様式」を定着させることが必要であるとされました。このことは生活様式の変化だけではなくあらゆる分野に影響を及ぼし、日本の経済にも大きな打撃を与えています。全国的にも特に中小企業の倒産が増加し、本市では特に飲食業が業績悪化等の影響を受けており、他業種においても今後数年間にわたり影響を及ぼすことが懸念されます。これらのことから行政運営の財源である税金については、今後、平成20年（2008年）9月のリーマンショック以上の減少となるとの見通しもあり、長期財政計画でも今後数年間にわたり厳しい財政状況が続くことが推測されています。

このような状況のもと、従来の課題に加え新たな課題も山積する中で、本市も今までの行財政改革の取組をさらに加速し進めていく必要があります。そのためには市の行う政策や施策の情報を積極的に発信し、市民の理解と協力を得るとともに、市民と情報を共有し市民に自らまちづくりに参画してもらうことで「市民主体の協働のまちづくり」を実現していくことができます。行政だけではなく市民自らが「自助の力」また地域での「共助の力」を高めるとともに、地域をはじめとする様々なコミュニティと連携を図りながらまちづくりに一緒に取り組んでいくことが重要となっています。

また、今日のデジタル社会においては、ICTやIoTなどの新しい情報通信技術は急速に進化しており、私たちの日常生活には欠かせないものとなっています。国においても行政のデジタル化を進めるためデジタル庁の創設が予定されるなど、今後はAIやRPA、ビッグデータなどを積極的に活用し、より効率的で効果的な市民サービスを行うことができるよう行政においても積極的にデジタル化を進めていく必要があります。その一方で、デジタル化対応が厳しい状況にある人についての対応もしっかりと検討し、行政サービスに影響が出ないようにする必要があります。

本市の財政状況は、合併関連事業等の推進による投資的経費の増大に伴う市債残高の増加および高齢化率の上昇などにより、公債費、扶助費をはじめとする義務的経費が伸びている一方、生産年齢人口の減少等により、大きな増収は期待できない厳しい状況にあります。また歳入において根幹となる市税は新型コロナウイルスの影響を受け、これまでより厳しい状況が見込まれます。新型コロナウイルスの収束状況によっては、今後の市の財政収支の回復スピードは鈍化することが想定され、財政状況は悪化すると考えられます。行財政改革を通じて健全な行財政運営を行うことで、これらの課題に対応していかなければなりません。

今後の財政収支の見通し（令和元年度(2019年度)～令和7年度(2025年度)）

歳入

(単位：百万円)

年度	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
区分	実績	予算	予算	計画	計画	計画	計画
市税	8,709	8,601	8,242	8,400	8,545	8,546	8,666
地方譲与税・交付金	1,462	1,586	1,670	1,682	1,787	1,795	1,799
地方交付税	2,534	2,319	2,315	2,395	2,432	2,449	2,274
国県支出金	3,879	4,646	4,997	4,667	4,620	4,921	4,922
繰入金	590	781	669	635	494	243	143
地方債	1,545	1,623	2,154	2,120	1,970	1,635	1,635
その他歳入	1,413	1,304	1,143	1,123	1,123	1,123	1,123
歳入合計	20,132	20,860	21,190	21,022	20,971	20,712	20,562

歳出

(単位：百万円)

年度	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
区分	実績	予算	予算	計画	計画	計画	計画
人件費	3,181	3,835	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855
扶助費	4,118	4,947	4,776	4,975	5,136	5,248	5,273
公債費	2,540	2,510	2,575	2,596	2,585	2,435	2,285
物件費	3,472	3,406	3,636	3,179	3,179	3,179	3,179
補助費等	2,486	2,423	2,541	2,593	2,580	2,443	2,443
繰出金	1,476	1,470	1,521	1,541	1,561	1,586	1,602
投資的経費	1,535	1,536	1,735	1,863	1,746	1,701	1,745
その他歳出	768	733	551	551	551	551	551
歳出合計	19,576	20,860	21,190	21,153	21,193	20,998	20,933
差引額	556	0	0	▲ 131	▲ 222	▲ 286	▲ 371

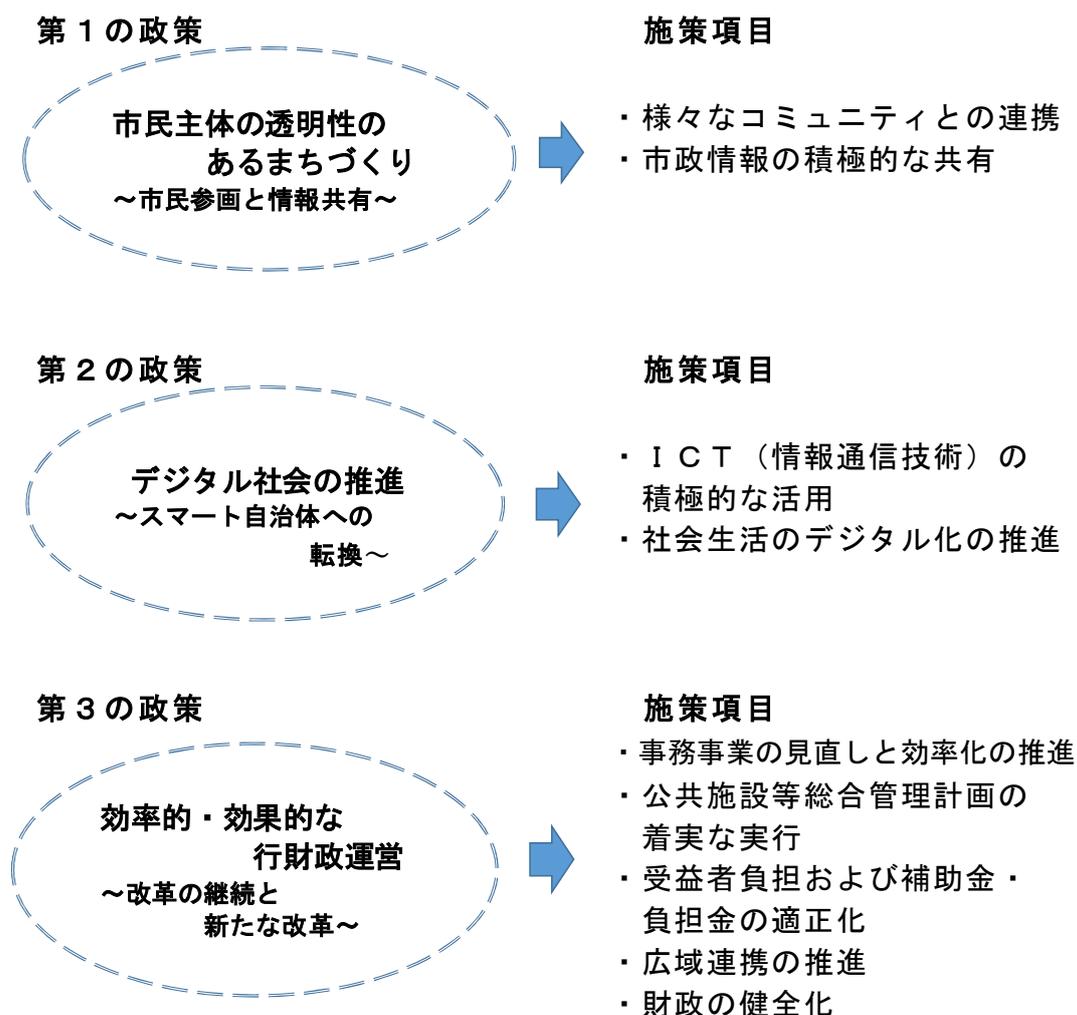
※湖南省長期財政計画（令和3年3月策定）を基に作成

第2章 第四次行政改革大綱の概要

1. 大綱の理念

第四次湖南省行政改革大綱（以下「大綱」という。）は、本市における第三次までの行政改革大綱における取組の検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、今後5年間で取り組むべき内容について、湖南省第二次総合計画や総合戦略などの各種計画との協調を図りつつ、『「地域力・デジタル化・経営力の向上をめざして」～新たな時代に即した行財政改革の推進～』を理念とします。

2. 大綱の体系図



3. 大綱の位置づけ

大綱は、第二次湖南省総合計画に掲げる基本構想の「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」を実現する施策として、湖南省における行財政改革の方針を定めるものです。

また、本市は令和2年（2020年）7月にSDGs未来都市に選定されており、持続可能な開発目標の達成に向けて関連する理念・目標の一部を共有するものとして位置付けることとします。

◎持続可能な開発目標



4. 大綱の取組期間

大綱の取組期間は、第二次湖南省総合計画の後期計画との整合性を図ることから、令和3年度～令和7年度（2021年度～2025年度）までの5年間とします。

5. 大綱の目標

大綱の基本理念に基づき、社会情勢の流れに沿って必要な時に再構築を図りつつ、次世代に過度の負担を残さないまちを実現するため、3つの取り組むべき政策についてそれぞれの施策を定め、確実に取組項目を達成することを目標とします。

6. 取り組むべき政策

《第1の政策》 市民主体の透明性のあるまちづくり

～市民参画と情報共有～

行政（公助）だけではなく、地域（共助）の繋がりを大切にし、あらゆる情報ツールを利用して積極的に情報の発信を行うことで、市政情報の共有を図り市民自ら（自助）が考え行動をおこせるよう推進します。また、様々なコミュニティと連携を持つことで、みんなで共に進めるまちづくりを推進します。

《第2の政策》 デジタル社会の推進

～スマート自治体への転換～

スマート自治体への転換により、市民の利便性向上および働き方改革への行政事務の効率化を推進させるため、ICTを活用した取組を進めるなどデジタル社会にふさわしい行政サービスの電子化に取り組みます。

《第3の政策》 効率的・効果的な行財政運営

～改革の継続と新たな改革～

公共施設の適正な管理・運営や施設使用料をはじめとした受益者負担の適正化、AI、RPAなどのICTを積極的に活用した自動化・省力化を図り、事務事業の効率化を推進します。また、職員の育成や適正配置を行うことで持続可能で健全な財政運営を行います。

第3章 取り組むべき政策に基づく施策項目

第1の政策



「市民主体の透明性のあるまちづくり～市民参画と情報共有～」

- 1) 様々なコミュニティとの連携
- 2) 市政情報の積極的な共有

第2の政策



「デジタル社会の推進～スマート自治体への転換～」

- 1) ICT（情報通信技術）の積極的な活用
- 2) 社会生活のデジタル化の推進

第3の政策



「効率的・効果的な行財政運営～改革の継続と新たな改革～」

- 1) 事務事業の見直しと効率化の推進
- 2) 公共施設等総合管理計画の着実な実行
- 3) 受益者負担および補助金・負担金の適正化
- 4) 広域連携の推進
- 5) 財政の健全化

第1の政策

「市民主体の透明性のあるまちづくり～市民参画と情報共有～」

1) 様々なコミュニティとの連携

これまで、市内各まちづくりセンターを拠点として、各地域まちづくり協議会が自発的にコミュニティビジネスの取組を始めるなど、少しずつ市民が主体となった独自性のあるまちづくりが進んでいます。また継続的な活動を行うことができる市民活動団体などの新たな担い手を育成するため、ボランティア・NPO法人の育成支援などに取り組んできました。しかし、取組が少しずつ進んできているとはいえ、地域を形成するそれぞれのコミュニティにおいて自主的な動きをもっと活発化し、自立した運営が可能となる自主財源の確保などができるような取組の支援については今後も継続的に必要となります。

持続可能なまちづくりを推進していくためには、地域活動の横のつながりを強化し、まちづくり活動へ今後の担い手となる若者の参画促進を進める必要があります。行政だけではなく市民をはじめとする本市に関わる多くの人々がそれぞれの役割を担い、それぞれの強みを生かし、自らできることに主体的に取り組む意識を持つことでより良い施策を展開していくことができます。市内には各区や地域まちづくり協議会があり、地域住民が主体となって地域での支え合いの推進をはじめ多彩な活動をされていますが、昨今は地域福祉や想定外の災害時など、行政ができる公助の手が届かない場合には特に地域の協力（共助）が重要であり、今後ますます必要になってきています。地域コミュニティだけではなく、ボランティアやNPO法人などに担ってもらう役割が増加することも考えられるため、様々なコミュニティとの連携を推進していきます。

また、地域運営組織への支援を強化し、新たな担い手となる地域の人材やノウハウなどにより地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むコミュニティビジネスなども積極的に支援していきます。

◆具体的な取組内容◆

- 地域まちづくり協議会をはじめとした市民活動の活性化を図り、多様なコミュニティへの支援を行います。
- 地域内での課題を地域で解決していくため、行政も連携してコミュニティビジネスの展開を積極的に推進し、問題解決に繋げるように支援していきます。

【大綱期間終了時のめざす姿】

各地域において多様なコミュニティが形成され、市民の積極的な参画のもと、それぞれの地域の課題をビジネスの観点により解決していくコミュニティビジネスが積極的に行われている。また、地域活動が活性化し持続可能なビジネス・地域づくりが行われている。

2) 市政情報の積極的な共有

市政情報の発信については、広報紙の発行やホームページ、SNSなどを活用して、広く市民の方に情報が届くよう発信してきました。また、平成30年度（2018年度）には新たに公式アプリを開発し、令和2年（2020年）12月からは国内の利用者が多く効果的な情報発信手段として、LINEを活用するなど幅広いツールで市の情報を届けられるよう努めています。

必要な人に必要な市の情報が届き、積極的に共有できるよう、あらゆる世代に有効的な手段を用いて発信し、市民と行政が協働し自助・共助の力の向上につながるようにしていく必要があります。

市政情報については、市民視点を積極的に取り入れ、市民が知りたい情報を共有できるよう、広報紙をはじめとしてホームページやSNSなどあらゆる手段を用いてより積極的な発信に努めます。また、オープンデータの取組を進め、市の保有している行政情報を市民と共有することで、積極的な市民参画を進めます。

◆具体的な取組内容◆

- 市民に必要な情報をより幅広く発信できるよう、発信方法の充実を図ります。
- 世代や目的に応じて、必要な方に分かりやすい市の行政情報を発信することで、市民の積極的な地域活動や市政への参画を推進します。

【大綱期間終了後のめざす姿】

市の情報が必要な人に適切に届き、市民が積極的に市政情報を知ることによって、市政への参画と地域での活動に参加する環境が整い、地域における住民主体のまちづくりが進んでいる。

第2の政策

「デジタル社会の推進 ～スマート自治体への転換～」

1) ICT（情報通信技術）の積極的な活用

事務事業の見直しの取組においてマイナンバーカードの有効活用として、各種証明書のコンビニ交付など行政サービスの提供と窓口業務の改革に取り組んできました。また令和2年度（2020年度）には、コンビニにある多機能型複合機（マルチコピー機）と同等の機能を持つ証明書発行用の機器を東庁舎1Fフロアに設置するなど更なる利用拡大に努めています。新型コロナウイルスの影響により新しい生活様式への対応が求められている中で、デジタル化への取組は窓口業務も含めさまざまな行政手続に適応していく必要があります。またデジタル化により、すべての人が等しくサービスが受けられるようデジタル・デバイドの解消が必要となります。

人口減少社会に対応するために少ない人員で効率よく業務を継続することが求められている中、市民ニーズや地域課題は多様化しています。ICTを積極的に活用して窓口業務の見直しを行い、サービスの向上と業務の負担軽減に努めます。また、マイナンバーカードの活用は今後も拡大されていくことからマイナンバーカードの更なる普及に努めます。

◆具体的な取組内容◆

- 行政手続の始めから終わりまでを一貫してデジタルで完結できるサービスに取り組み、市民サービスの向上と行政事務のスリム化を推進していきます。
- 窓口サービスの改革としてデジタル技術を活用した市民窓口対応のオンラインサービス化を推進していきます。
- デジタル・デバイドの解消に取り組み、すべての人が等しくサービスが受けられるように、デジタル化を推進していきます。

【大綱期間終了後のめざす姿】

行政手続のデジタル化により来庁することなく手続が完結し、来庁者の減少によって行政窓口のスリム化が図られている。また、デジタル・デバイドが解消され、誰もが利用しやすく質の高い行政サービスを提供できている。

2) 社会生活のデジタル化の推進

これまでの本市におけるデジタルを活用した行政サービスはホームページやメールなどの情報発信について一定のサービスは提供してきましたが、日常の市民生活に繋がるデジタルを活用したサービスの提供はできていない状況です。現在、ICTやIoTなどの新しい情報通信技術やデジタル技術は急速に進化しており、また、新しい生活様式への変化にも対応できるように社会生活のデジタル化の推進は欠かせないものとなっています。こうした状況から、デジタル技術を活用した新たなサービスを展開していくためには、ビッグデータの活用や市が保有しているデータの公開などに積極的に取組、市民生活が豊かになるデジタル社会をめざすことが必要となります。

行政のデジタル化によって、データやシステムの利活用が幅広く可能となり、行政内部だけではなく民間でも活用される取組ができるようになることから、オープンデータやビッグデータを活用した市民生活にとって便利で利用しやすい公共サービスが提供できるようデジタル化を進めます。

◆具体的な取組内容◆

- 市が保有しているデータのオープンデータ化を進め、民間活用や新たな行政サービスに活用できるようオープンデータの利活用の拡大に努めます。
- デジタル時代に向けて多種多様な公共サービスについて、今後、変化していく生活スタイルに応じたAI、ICTを活用して公共サービスの質の向上を図ります。

【大綱期間終了後のめざす姿】

オープンデータやビッグデータの活用により公共サービスのデジタル化が実現し、便利で快適な市民生活が実現するとともに各公共サービスの運営が効率的に実施されている。

第3の政策

「効率的・効果的な行財政運営 ～改革の継続と新たな改革～」

1) 事務事業の見直しと効率化の推進

市の業務を行う上で、現在までも様々な角度から業務の見直しを行い、5年ごとに定員適正化計画を策定し職員の適正配置を行うよう努めてきました。また平成28年度（2016年度）には課長以上の幹部職員がイクボス宣言を行うなど、職員の働き方についての改革も行ってきました。しかし、令和2年度（2020年度）から感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、職員の働き方についても見直す必要が出てきました。また、年々市役所での業務が多様化・複雑化していく中で、全ての業務を今までと同じ手法により遂行していくのではなく、効率よく業務を進める手法についても更に検討していく必要があります。

今後、業務の効率化のためには、職員の事務効率化への意識改革を進め、職員自身がワーク・ライフ・バランスを確保し、働き方改革を率先して推進していく必要があります。行政サービスの維持・向上を図りつつ、業務手順の見直しや業務の標準化に取り組み、AIやRPAなどを有効に活用することにより事務の効率化を図り、働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進をめざします。

更に、民間活力の導入等も視野に入れ、デジタル化と民間活力の活用を通じて業務効率を改善し、行政として相対的に必要性が低下している業務の縮小などの検討も行い「選択と集中」による事務事業の見直しを図ります。

また、職員の適正配置とともに必要に応じて組織のあり方の見直しと、職員に必要な研修等を行うなど「湖南省人材育成基本方針」に定めるめざすべき職員像を実現するため職員の育成を行っていきます。

◆具体的な取組内容◆

- これまでの事務事業の見直しを図るとともに、行政事務の効率化を実現するために、民間活力やA I・R P Aを積極的に取り入れて行政事務の改革を推進します。
- デジタル化の推進による手続の簡素化および業務のスリム化と業務プロセスの見直しを実行しながら職員の適正配置を行う。
- テレワークの活用など市職員の働き方改革を進めるとともに、資質向上に努めます。

【大綱期間終了時のめざす姿】

デジタル技術を効率よく取り入れることで、単純な入力作業などはA IやR P Aに任せるなど事務処理効率があがっている。職員も適正に配置され、ワーク・ライフ・バランスが確保されている。

2) 公共施設等総合管理計画の着実な実行

これまで平成 28 年（2016 年）3 月に策定している公共施設等総合管理計画に基づき、施設の大量更新に備え本市の身の丈に応じた施設保有量にすべく、公共施設の複合化や長寿命化、廃止等について検討を重ねてきました。しかしながら、個々の施設における個別施設計画が一部を除き策定できておらず、大多数の施設については方向性が明確に定まっていません。また、市有地でも遊休財産となっているところもあり、有効に活用ができていない状況にあります。

今後は令和 3 年（2021 年）3 月策定の各施設における今後 10 年間の方向性を定めた「公共施設等総合管理計画個別施設計画」に基づき、各施設において適切な時期に改修や複合化等を行い、相応の施設保有量の実現、また民間活力の新しい活用等も検討しながら施設管理運営を行っていきます。

また、市が現在保有している遊休財産についても積極的に売払いを行うなど有効に利活用を行い、行政資産の最適化を図ります。

◆具体的な取組内容◆

- 個別施設計画の確実な進捗管理を行い、計画的な施設の管理運営を行います。
- 市遊休地については積極的に売払いや貸付を行うことで有効活用を図ります。

【大綱期間終了のめざす姿】

個別施設計画において示した各施設の方向性に基づき、定期的な進捗管理と維持管理が行われている。また遊休財産となっている市有地は積極的な売払い等を行い有効活用がなされている。

3) 受益者負担および補助金・負担金の適正化

市内公共施設を使用する際の使用料については、現在5年ごとに見直し、適正化を図っています。公の施設は公共の福祉の向上を図るために設置された施設であり、利用しやすいよう使用料は低く設定されています。施設利用の対価として、原則は定められた使用料の全額納付を基本と考えるものですが、施設使用料減免規定により受益者負担の公平性が保たれていないところが見受けられます。また、補助金・負担金についても毎年、見直しを実施しているところですが、補助金等の見直し指針は策定してから月日が経っているため、改訂を行い指針に基づいた金額の見直しをしなければなりません。

公共施設の使用料については、公共性・負担の公平性が保たれるよう、施設使用料適正化指針に基づき、施設利用者に施設利用の対価として応分の負担をしていただき、利用者（受益者）負担を原則とするよう定期的な見直しを実施します。また、補助金・負担金についても定期的な見直しを行い「補助金等の見直し指針」に基づき精査したうえで交付するようにします。

◆具体的な取組内容◆

- 公共施設使用料の定期的な見直しを行い、受益者負担の公平性を図ります。
- 補助金等の見直し指針を改訂し、更なる補助金・負担金の見直しを図ります。

【大綱期間終了のめざす姿】

施設使用料適正化指針に基づく使用料の見直しおよび減免規定の標準基準の見直しもを行い、利用者に公平な受益者負担による使用料の徴収が行われている。補助金等の見直し指針の改訂がなされ、指針に基づき補助金・負担金の支出が行われている。

4) 広域連携の推進

現在まで、本市は近隣市町と様々な連携をしてきており、特に甲賀市とは合併前より郡域での広域行政が行われていました。平成16年(2004年)10月の合併以降、2市による連携は甲賀広域行政組合と公立甲賀病院のみとなっていますが、今後の人口減少、高齢化を見据えた広域的な課題について、行政機能の分担や連携を検討し市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることを目的に、平成30年(2018年度)5月「甲賀市・湖南市広域行政協議会」が設立されました。また、近隣の複数市と広域的に様々な分野の情報システムを共同で開発・利用をすることにより、行政事務の効率化やコストダウンを図ってきました。

社会的・文化的に繋がりのある周辺自治体と連携し、共通の課題解決に取り組むことにより、行政サービスの拡大や利便性の向上など様々なサービス水準を上げるため、更なる広域での連携を推進します。

◆具体的な取組内容◆

- システム共同利用による業務の標準化を実現し、行政事務の効率化を図るとともに行政サービス水準の更なる向上に努めます。
- 多様な行政ニーズに応えるため近隣市との連携を図り、市民サービスの向上となる事業の推進を行います。

【大綱期間終了のめざす姿】

広域でのシステム共同利用により業務の標準化が進み、行政サービスの向上と業務の効率化が図られている。また、相互利用できる施設等も増え公共施設の保有数も見直しがなされている。

5) 財政の健全化

市税の更なる徴収率の向上を図るため、以前より行っていた甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務については平成 29 年度（2017 年度）に廃止し、発展的な取組として翌年度から滋賀県・甲賀市と共に共同徴収事業を実施しています。一方で、債権管理条例に基づき徴収計画を策定し各債権の収納状況を進捗管理するなど料金等の徴収率の向上にも努めています。さらに、新しい生活様式への対応として非対面で市税等の納付が可能となるようスマートフォンのアプリ決済を導入するなどの取組も行っています。また、平成 27 年度（2015 年度）には 10 年間の長期財政計画を策定し、3 年ごとに見直しを行いながら財政の健全化を図ってきました。

新型コロナウイルスの影響により、今後数年間にわたり税収が減ることが予想される中、市税等の徴収率向上や広告収入などによる収入の確保を行っていく必要があります。次世代に過度の負担をかけることのないよう財政状況をしっかりと分析し、「選択と集中」による事業の見直しを行い、また長期財政計画の見直しを定期的を実施することで、健全な財政運営を図ります。

◆具体的な取組内容◆

- 市税等の徴収率の向上や広告収入、新たな財源の検討等により収入の確保を行います。
- 長期財政計画に掲げる財政健全化に向けた経常収支比率の抑制等の取組を行います。

【大綱期間終了のめざす姿】

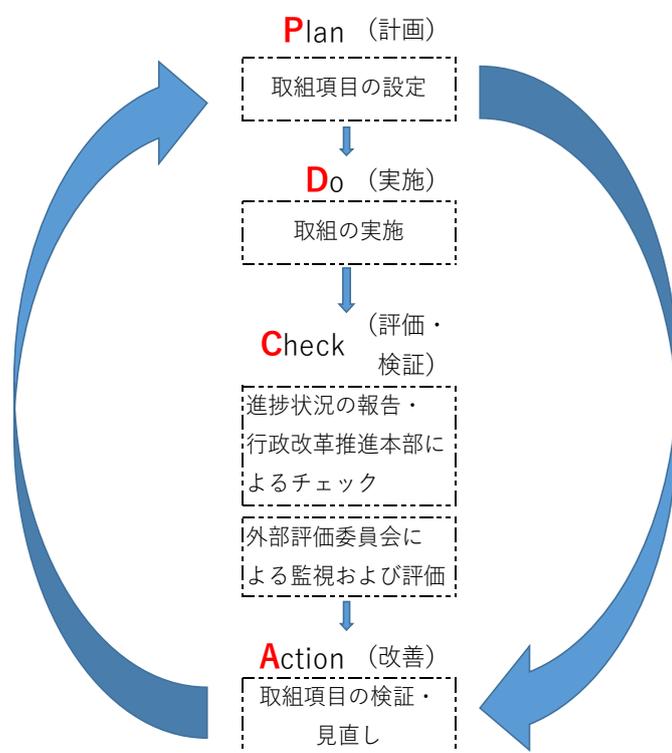
徴収率が向上し税収が確保され、税負担の公平性が維持されている。また、長期財政計画の見直しも定期的に行われ、長期的な財政収支の見通しを立てることで財政の健全化を図る方策が明らかになっている。

第4章 改革の推進体制

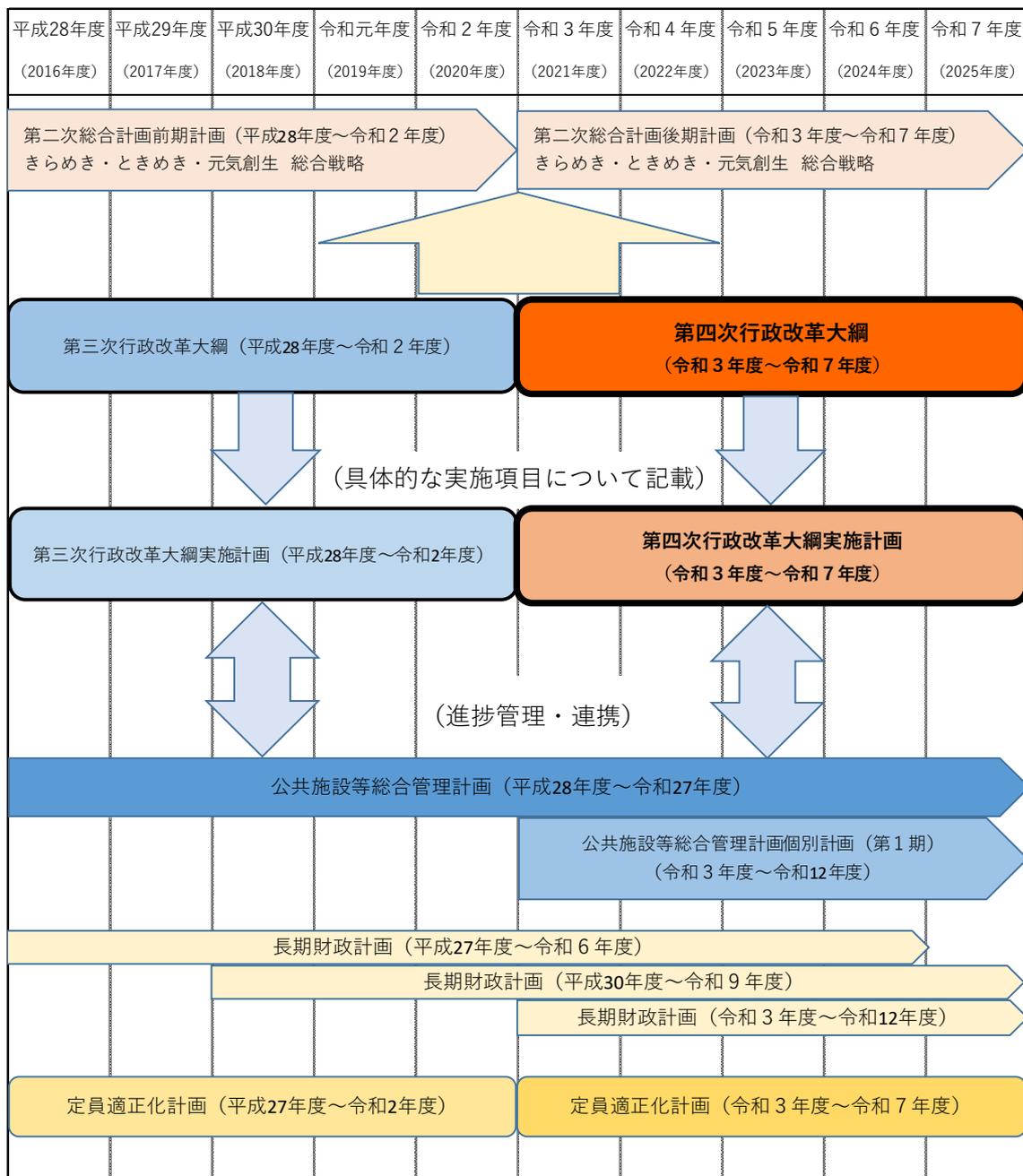
本大綱の推進にあたっては、湖南省行政改革推進本部をトップとし、本部長である市長を筆頭にすべての職員が計画の実現に向け取組を行っていきます。また、市議会においても本市の行財政改革の方向性や計画の進捗状況などを理解していただき、共に協力して進めていきます。さらに大綱の中にも示したとおり、地域のコミュニティを大切に市民の皆様との連携も図りつつ、より良いまちづくりにつながる取組を行っていきます。

本大綱の進捗管理につきましては、具体的な取組を示した行政改革大綱実施計画を策定のうえ、5年間の年次計画をもとにPDCAサイクルにより着実な進捗管理を実施します。また、毎年度各項目による進捗状況を行政改革外部評価委員会において報告し、第三者の視点から厳しく評価いただき、その評価等について各課にフィードバックし、検証・見直しも行い本大綱の進捗がより確実なものとなるように進めていきます。

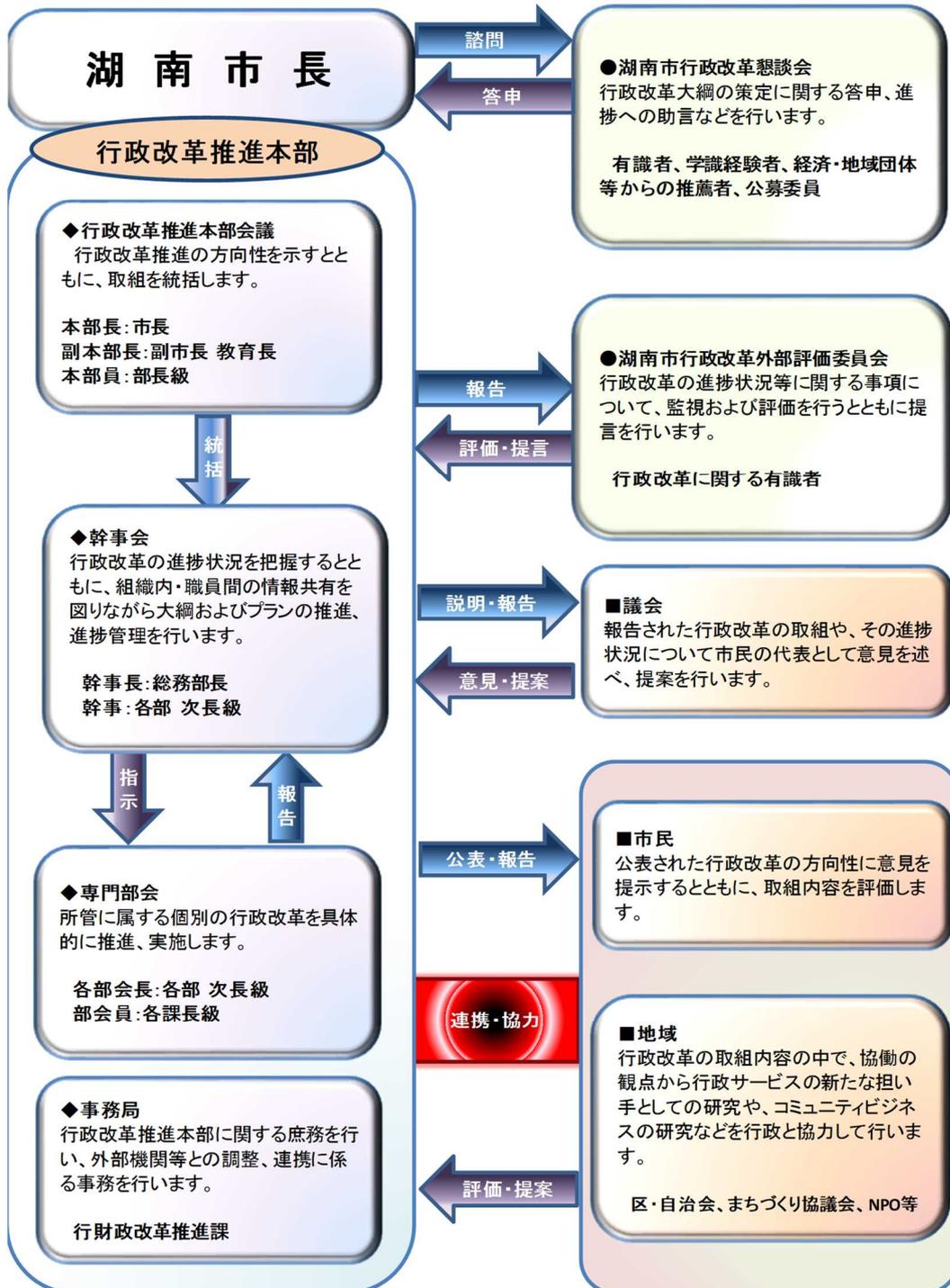
行政改革大綱および行政改革大綱実施計画は、下記PDCAサイクルにより推進していきます。



総合計画と行政改革大綱およびその他関連する計画の取組期間



◎行政改革の推進体制フロー図



【用語説明】

『あ行』

◇ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。

◇IoT (Internet of Things)

「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

◇新しい生活様式

令和2年(2020年)5月に新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を受けて、政府が自分や周りの人、地域を感染拡大から守るため、(1)一人ひとりの基本的感染対策(2)日常生活を営む上での基本的な生活様式(3)日常生活の各場面別の生活様式(4)働き方の新しいスタイル について実践例を示した。

◇RPA (Robotic Process Automation)

コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。

◇イクボス

職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

◇維持修繕費

地方公共団体が管理する公共施設等を維持するための補修等の経費のこと。

◇AI (Artificial Intelligence)

人工知能のこと。

◇SNS (Social Networking Service(Site))

インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。プラグイン等の技術により情報共有や交流を促進する機能を提供したり、API公開により提携するアプリケーションを開発可能にしたものもある。

◇SDGs (Sustainable Development Goals) ※別紙参照

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17の分野別目標と169の具体的達成基準を掲げている。

◇SDGs未来都市

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、「経済」・「社会」・「環境」の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を内閣府が選定するもの。

◇NPO (Non-Profit Organization)

私的利益を上げることが目的ではなく、福祉や環境、災害復旧などの広い分野で、社会的課題の解決や公益実現のために活躍する組織のこと。この内、特定非営利活動促進法(通称NPO)に基づき、行政庁が認証した団体をNPO法人と呼んでいる。

◇オープンデータ

官民が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるような形で公開されたデータのこと。

◇オンライン

コンピューターがネットワークやほかのコンピューターと接続している状態。

『か行』

◇基幹業務システム

住民情報・税務・国民健康保険・国民年金・福祉等の業務を統合したシステム。

◇義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費のこと。

◇共助

家族・企業や地域コミュニティで共に助け合うこと。

◇自治体クラウド

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のこと。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減および住民サービスの向上等を図るもの。

◇繰出金

一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をすること。その会計から他の会計に資金を移すことを「繰出」、他の会計からその会計に資金が移されることを「繰入」という。

◇経常収支比率

市税や国から交付される普通交付税など、毎年度決まって入ってくるような収入を経常的収入といい、その収入の中から、人件費、扶助費、公債費といった支払う義務のある経費や、公共施設の維持管理経費など毎年固定的に支出しなければならない経費にどれだけ使われたかを示したもの。

◇経常修繕費

日常的な修繕にかかる費用のこと。

◇公共施設等総合管理計画個別施設計画

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「湖南省公共施設等総合管理計画」において示した各施設の方向性に基づき、今後の公共施設の更新や再編および長寿命化などにより適正な維持管理を計画的に行うことにより、財政への負担軽減と平準化を図ることを目的に策定した計画。

◇公債費

市債の元金の償還および利子の支払いに要する経費のこと。市債は、ある程度活用すべきであるが、後年度の財政負担となる。このため、公債費の一般財源に占める割合を算出し、その程度を計数的に見ることとしており、この割合が一定割合を超えると、市債の発行が制限されることになる。また、公債費は消費的経費の内の人件費および扶助費とともに、義務的経費と呼ばれ、その増嵩は財政硬直化の要因となるため、留意が必要である。

◇コミュニティ

人々が共同意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

◇コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。

『さ行』

◇在宅ワーク

自宅を拠点として仕事をする事。テレワークの一種。

◇市債

地方公共団体が一般会計年度を超えて行う借入れのこと。

◇指定管理者制度

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定してた今までの管理委託制度に代わり、新しく創設された制度のこと。多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するために、民間活力を活用し、行政サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度となっており、NPO や株式会社等の民間主体が議会の議決を経て、指定管理者としての公の施設の管理を行うことができる。

◇**受益者負担**

行政サービスに対し、その利益が受けられることが明確な場合、その受益の範囲内で負担してもらうこと。

◇**自助**

自分で自分を助けること。

◇**人件費**

議員の報酬や職員の給与などに支払われる経費のこと。

◇**スマート自治体**

AIやRPAなどを活用し、効率的に行政サービスを提供すること。住民の利便性が向上するとともに、自治体の人的・財政的負担を軽減することを目指している。

◇**生産年齢人口**

15歳から65歳未満の年齢に該当する人口のこと。

◇**ソーシャルディスタンス**

人が密集することを避け、一定の距離を保つこと。

『**た行**』

◇**地方債**

地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一会計年度を超えて行われるものを「地方債」といい、また地方債により資金調達することを「起債」という。

◇**デジタル・デバイド**

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差。

◇**テレワーク**

ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

◇**電子化**

仕事などにコンピューターを導入すること。

◇**投資的経費（普通建設事業費）**

公共用または公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。

『**は行**』

◇**働き方改革**

働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革のこと。

◇**ビッグデータ**

利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報等、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

◇扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用および地方公共団体が単独で行っている各種扶助に対する経費のこと。主なものとして、生活保護費、医療・介護の援助、児童手当等の支給、就学援助や保育所の運営費などが該当する。

◇負担金

国または地方公共団体が特定の公共事業を行う場合に、その経費にあてるため、その事業により特別な利益を受ける者から徴収する金銭。

◇物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。主なものとして、賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などが該当する。

◇補助金

補助金には、国や県が予算などの定めにより、特定の目的実現のために市町村へ現金を給付する場合と市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合がある。

◇補助費等

市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費のこと。主なものとして、報償費、役務費、負担金・補助金および交付金（一般的な補助金）などが該当する。

『ま行』

◇マイナンバーカード

本人の申請により交付されるマイナンバー（個人番号）の記載された顔写真入りのプラスチック製ICカードのこと。公的な本人確認書類として利用でき、ICチップに搭載された電子証明書によりe-Taxでの確定申告や、マイナポータル、コンビニ交付の利用ができる。

『ら行』

◇リーマンショック

2008年9月、アメリカの有力投資銀行であるリーマンブラザーズが破綻し、それを契機として広がった世界的な株価下落、金融不安（危機）、同時不況の総称。

『わ行』

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

◇持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

- 1 貧乏をなくそう** **目標1【貧困】**
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓をゼロに** **目標2【飢餓】**
飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 すべての人に健康と福祉を** **目標3【保健】**
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 質の高い教育をみんなに** **目標4【教育】**
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を実現しよう** **目標5【ジェンダー】**
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う
- 6 安全な水とトイレを世界中に** **目標6【水・衛生】**
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに** **目標7【エネルギー】**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 8 働きがいも経済成長も** **目標8【経済成長と雇用】**
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう** **目標9【インフラ、産業化、イノベーション】**
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る
- 10 人や国の不平等をなくそう** **目標10【不平等】**
国内および各国間の不平等を是正する
- 11 住み続けられるまちづくりを** **目標11【持続可能な都市】**
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
- 12 つくる責任 つかう責任** **目標12【持続可能な消費と生産】**
持続可能な消費生産形態を確保する
- 13 気候変動に具体的な対策を** **目標13【気候変動】**
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 海の豊かさを守ろう** **目標14【海洋資源】**
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸の豊かさも守ろう** **目標15【陸上資源】**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
- 16 平和と公正をすべての人に** **目標16【平和】**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう** **目標17【実施手段】**
持続可能な開発のための実施手法を強化しグローバル・パートナーシップを活性化する